

税務署が開設する申告相談会場のご案内

税務署が開設する申告相談会場および税理士会による確定申告無料相談会場は、次のとおりです。

なお、申告書は会場内で作成・提出することもできますが、国税庁ホームページで作成し、e-Taxによる送信または印刷して郵送などにより提出することができますので、ご利用ください。

■税務署が開設する申告相談会場

申告相談会場	期間・受付時間	電話番号
阿蘇税務署 (阿蘇市一の宮町宮地1944番地)	2月17日(月)～3月16日(月) ※土・日・祝日を除く午前9時～午後4時 ※申告時期は事前予約は不要です。	Tel0967 (22) 0551 ※自動音声案内

■税務署による出張相談会

申告相談会場	期間・受付時間	電話番号
役場1階 西会議室	2月6日(木)～7日(金) 午前9時～午後4時	Tel (67) 2703

■南九州税理士会による確定申告無料相談会場

申告相談会場	期間・受付時間	電話番号
役場2階 会議室	2月9日(日) 午前10時～午後4時	Tel (67) 2703

■熊本地震により家屋に被害のあった方へ

熊本地震により被災された家屋で、平成28年分の確定申告において雑損控除申請が済んでいない人、または、すでに済んだ人で、平成29年～平成31年(令和元年)中に修理した費用などの雑損控除計算書の作成および住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受け、借り換えなどを行った人の申告書作成会を2月6日～7日に行います。該当する人は、必要書類を持参のうえお越しください。

必要書類

- 平成28年～30年確定申告書
- 固定資産税課税台帳(名寄せ帳)
- 登記事項証明書(法務局発行)
- 工事請負契約書・売買契約書・領収書
- 年末残高証明書(金融機関発行)
- 保険補填金確認書など

■事業者の皆さまへ

令和元年10月1日から消費税および地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されました。

対象品目は、大きく分けて

①飲食料品(酒類・外食等を除いたもの) ②週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

の2つですが、例えば、

- 対象品目の販売(売上)がない事業者の方で、これらを経費で購入する場合
- 消費税の申告の必要がない免税事業者の方で、取引先から税率ごとに区分した請求書を求められる場合など、この制度は多くの事業者の方に関係します。

なお、消費税の申告が必要な事業者の方は、法人は令和元年10月を含む事業年度から、個人事業者は令和元年分から、この制度に基づいた申告を行っていただくこととなりますが、税務署では、そのために必要な区分経理・記帳、決算処理、申告書の作成方法等に関する説明会を開催しています。

また、説明会の日程や軽減税率制度に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

ご不明な点は、軽減コールセンター(Tel0120(205)553)、または阿蘇税務署にお尋ねください。

〈問い合わせ〉阿蘇税務署 Tel0967 (22) 0551 ※自動音声案内に従い「2」を選択

■確定申告に関するご相談は、確定申告電話相談センター「0」番へ！

熊本国税局では、令和2年1月16日(木)から3月16日(月)までの間、所得税・消費税・贈与税の確定申告に関する電話相談に対応するため、「確定申告電話相談センター」を開設しています。

阿蘇税務署に電話していただき、音声ガイダンスに従って「0」番を選択した後、ご用件をお話してください。相談会場や受付時間などのお問合せについては、専用オペレーターがお答えします。また、お問合せの内容によっては電話を転送し、職員などがお答えします。

なお、おかけいただく時間帯によっては、つながりにくい場合や少々お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

確定申告以外の国税に関する一般的な相談は、「熊本国税局電話相談センター」をご利用ください。阿蘇税務署にお電話いただき、自動音声案内に従って「1」番を選択していただくと、熊本国税局電話相談センターの職員がご相談をお受けします。

■消費税の確定申告は、区分経理が必要です！

令和元年10月から消費税率の引上げおよび軽減税率制度が導入されたことで、令和元年分の消費税の確定申告書は、これまでの手順で作成できなくなります。

これまでの、

- ①「帳簿(元帳等)」から「青色申告決算書」などを作成
- ②「青色申告決算書」などから転記するなどの方法で「課税取引金額計算表」などを作成
- ③「課税取引金額計算表」などから消費税の確定申告書を作成

しておりましたが、令和元年分の消費税の確定申告は、

- ①区分経理された「帳簿(元帳等)」から「課税取引金額計算表」等を作成
- ②「課税取引金額計算表」などから消費税の確定申告書を作成

することとなりますので、適用税率ごとに区分した帳簿(元帳等)を作成してください。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/> または) をご覧いただくか、阿蘇税務署にお尋ねください。

■自宅からネットが便利 申告・納税 e-Tax

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」では、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、国税に関する各種手続(①所得税(及び復興特別所得税)、法人税・地方法人税(及び復興特別法人税)、相続税、贈与税、消費税および地方消費税、酒税、印紙税の申告、②全ての国税の納税、③納税証明書の交付請求および法定調書の提出などの申請・届出など)ができます。

詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp または) をご覧ください。

〈問い合わせ〉阿蘇税務署 TEL0967 (22) 0551 ※自動音声案内

税に関する習字 表彰

阿蘇地区租税推進協議会が主催で募集した「税に関する習字」に対して、村内小学校の児童が作品を応募。2人の児童が南阿蘇村村長賞に選ばれ、それぞれの小学校で吉良村長から賞状と記念品を受け取りました。

2人の習字作品は、役場1階ロビーにて展示されています。

〈受賞者〉



白水小学校 5年 興梠 香里奈さん



南阿蘇西小学校 4年 北野 来和さん

